

基本計画部会
第 3 ワーキンググループ 報告書（案）

平成 20 年 7 月

—目 次—

I 趣旨及び第3ワーキンググループの検討課題等

- 1 検討の背景・目的 1
- 2 検討に当たっての考え方及び検討の進め方 1

II 基幹統計の候補等について

- 1 基幹統計の候補選定における基本的な考え方 3
- 2 人口・社会統計における基幹統計の候補等
 - (1) 基幹統計の候補 3
 - (2) WGでの検討において特段の指摘のあった統計 6

III 各分野における統計整備の重点的課題

- 1 「人口・人口動態」分野における統計整備の重点的課題
 - (1) 少子・高齢化の進展等に対応した統計整備 8
 - (2) 「国勢調査」の改善 9
 - (3) 日本在住の外国人に関する統計整備 9
- 2 「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」分野における統計整備の重点的課題
 - (1) 少子化、ワークライフバランス等関連の統計整備 10
 - (2) 地域コミュニティ活動等に関する統計整備 11
 - (3) 家計・個人消費に関する統計の改善 11
 - (4) 住宅・土地に関する統計体系の整備 12
- 3 「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題
 - (1) 働き方の多様化に対応した統計整備 13
 - (2) 労働時間の捉え方に係る改善・工夫 14
 - (3) 雇用変動の捉え方に関する統計の整備 15
- 4 「福祉・社会保障」分野における統計整備の重点的課題
 - (1) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 15
 - (2) 「国民生活基礎調査」の改善 16
- 5 「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題
 - (1) 行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減 17
 - (2) 医療費に関する統計の国際比較性の向上 18
- 6 「教育」分野における統計整備の重点的課題
 - (1) 学校教育関連統計の整備 18
 - (2) 社会教育関連統計の整備 19
 - (3) 教育機能の総合的な把握 20
- 7 「安心・安全」分野における統計整備の重点的課題 21

別紙（第3ワーキンググループの議論を整理するための枠組み） 23

参考資料（第3ワーキンググループ構成員名簿、開催実績） 27

I 趣旨及び第3ワーキンググループの検討課題等

1 検討の背景・目的

昨年5月に成立した統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）においては、改正前の統計法（昭和22年法律第18号）が制定当時の時代背景等から専ら調査統計を中心にその作成面を規律しているのに対し、公的統計の利用促進をも視野に入れて、加工統計や業務統計も含めた公的統計全体について、「体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する」ことを目的としている。

一方、総務大臣からの「公的統計の整備に関する基本的な計画について」の諮問に添付された「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の諮問趣旨について」の中では、我が国の公的統計が直面している課題として、「経済活動のグローバル化、産業構造の変化、少子・高齢化の進展、就業形態の多様化等への対応」、「国民の個人情報保護意識の高まりや居住形態の多様化などに伴う調査環境の変化への対応」、「近年の情報処理技術の飛躍的な発展に対応した行政情報の統計への利用」などが指摘されている。

以上を踏まえ、第3ワーキンググループ（以下「WG」という。）では、公的統計のうち、人口・社会統計について、その体系的整備の在り方等について検討を行った。

具体的には、大きく、統計体系の根幹を成すべき基幹統計として指定すべき統計はどのようなものか（以下、「基幹統計の候補」という）及び「統計整備の重点的課題」の二つのテーマについて議論した。また、統計整備の検討に際しては、既存統計の整備状況を踏まえた上で、ジェンダー、ライフコース、格差、地域等様々な視点から、取り分け国際比較性の視点に重点を置いて、統計整備の在り方について審議を行った。

2 検討に当たっての考え方及び検討の進め方

人口・社会統計の関わる領域は膨大であり、その全てを一度に視野に入れて議論することは事実上困難であること、経済統計とは異なって「国民経済計算」（以下「SNA」という。）のようなマクロ統計体系が存在しないこと等を踏まえ、生産的に議論を進める観点から、議論の便宜のために、我が国の各種指標や国連・EU等で用いられている分野分け等を参考に、7つの分野※を設定し、それぞれの分野ごとに、当該分野を中心としつつも、話題が限定され、幅広い議論が出来なくなることはないよう、境界分野等も適宜、考慮に入れながら、議論を進めることとした。

※「人口・人口動態」、「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」、「労働・雇用」、「福祉・社会保障」、「医療・健康・介護」、「教育」、「安心・安全」の7分野。

また、統計整備の重点的課題については、各分野の検討の中で、新たに整備すべき統計や既存統計に求められる改善点など、具体的な論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。こうした検討の中で、今後、各府省が統計整備に取り組むに当たっては、①現代社会では、政策的、社会的に問題となっている事象の多くが、相互に関連し合っていることから、問題解決のためには、様々な分野の情報を活用した対応が必要であること、②そのためには、各種統計間の整合性を向上させるための継続的かつ具体的な検討が重要となること、③また、行政関係者だけで判断するのではなく、統計の利用者と意見交換を重ね、国内のみならず国際的な動向にも目配りをしつつ、幅広い視点から検討することが重要であること、が指摘された。

さらに、基幹統計の候補選定に係る議論の整理に当たっては、整理のための枠組みとして分野ごとに統計体系を設定し、それぞれに該当する主な既存統計を配列したリスト（別紙参照）を作成することにより、分野間の整合性や統計相互の関係等について

ても考察した。

Ⅱ 基幹統計の候補等について

1 基幹統計の候補選定における基本的な考え方

「国勢統計」及び SNA 以外の基幹統計については、新統計法第二条第四項第三号において、以下の基準（以下「基幹統計の基準」という。）のうちのいずれかに該当するものとして、総務大臣が指定したものとして規定されている。

- ①全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ②民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ③国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

WG では、基幹統計として法定されている「国勢統計」以外の人口・社会統計について、この基幹統計の 3 基準に照らして、基幹統計の候補と考えられる統計を具体的に選定するとともに、従来の指定統計等のうち、一定の整理を要するものについても併せて検討した。

なお、基幹統計については、今後、本 WG 及び経済統計の体系的整備を検討している第 2 WG の検討結果を踏まえ、統計委員会基本計画部会において、更なる審議が行われる予定である。

2 人口・社会統計における基幹統計の候補等

(1) 基幹統計の候補

以下、現行の指定統計とそれ以外に区分して記載する。

ア 指定統計（基幹統計として法定されている「国勢統計」は記載していない。）

①人口動態統計

全国の出生、死亡、婚姻、離婚及び死産を悉皆で把握する統計であり、推計人口、生命表の作成のための基礎データを提供するとともに、少子化対策、保健医療政策、人口学、医学・保健学、家族社会学など、政策・研究の基礎資料として幅広く役立てられており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

②社会生活基本統計

国民の生活時間や生活行動に関する最も基本的な統計であり、高齢社会対策、少子化対策、男女共同参画に関する施策等の基礎資料として活用されるほか、社会学、家政学、労働経済学等幅広い学問領域で利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

③全国消費実態調査

家計の収入・支出及び貯蓄・負債等に関する構造・分布統計であり、世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布に関する基礎データを提供し、税制、年金、福祉政策、エネルギー問題対策等各種行政施策の検討に活用されるほか、各種経済分析等で研究者や市場関係者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

④家計調査

家計の収入・支出及び貯蓄・負債等に関する毎月の動向に関する統計であり、速報結果は毎月閣議に報告されるなど、政府の景気判断や税制、年金、福祉政策、住宅政策等各種行政施策の検討に活用されるほか、「消費者物価指数」の品目選定やウェイト作成等にも活用されている。また、経済学、社会学等の研究者や市場

関係者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑤住宅・土地統計

住宅、居住状況及び世帯の保有する土地等に関する最も基本的な統計であり、住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画に活用されるほか、都市計画や防災、社会学等の分野において、研究者や関係者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑥法人土地基本統計

法人の保有する土地等に関する最も基本的な統計であり、土地に関する諸施策に必要な基礎資料として活用されるほか、都市計画や防災等の分野において、研究者や関係者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑦就業構造基本統計

就業構造に関する最も基本的な労働の供給サイド（個人・世帯）の統計であり、労働政策、経済政策、税制、男女共同参画等の諸施策の企画に必要な基礎資料として活用されるほか、経済学、社会学等の研究者や市場関係者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑧労働力調査

失業率など、毎月の就業・不就業の動向を示す最も基本的な労働の供給サイド（個人・世帯）の統計であり、速報結果は毎月閣議に報告されるなど、政府の景気判断や各種雇用政策の検討に活用されるほか、労働経済学、社会学等の分野で広く研究者に利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑨毎月勤労統計調査

賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにする、最も基本的な労働の需要サイド（企業・事業所）の統計であり、政府の景気判断や雇用保険等の給付額改定等の各種雇用政策の検討に活用されるほか、労働経済学等の分野で広く研究者に利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑩賃金構造基本統計

賃金構造に関する最も基本的な労働の需要サイド（企業・事業所）の統計であり、各種雇用政策の検討に活用されるほか、労働経済学等の分野で広く研究者に利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑪国民生活基礎統計

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項に関する最も基本的な統計であり、関連行政で活用されるとともに、厚生労働省が行う各種統計調査の母集団情報を提供する機能も有している。また、家族社会学、福祉・社会保障研究等の研究者に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑫医療施設統計

医療提供体制に関する最も基本的な統計であり、医療行政上の基礎資料として

活用されるとともに、医療施設に関する各種統計調査の母集団情報を提供する機能も有している、また、医療関係の研究者や医療関係者に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑬患者調査

日本における有病状況に関する最も基本的な統計であり、有病状況からの傷病構造の把握を可能にするなど、医療政策等に必要な基礎データを提供し、医療政策上の基礎資料として活用されるほか、医療関係の研究者や医療関係者に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑭学校基本調査

学校に関する最も基本的な統計であり、学校教育行政遂行上の基礎資料として活用されるほか、国内外で、教育関係の研究者や教育関係者を含め、広く一般に利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑮学校教員統計

学校の教員構成、教員の個人属性、職務態様及び異動状況等に関する基本的な統計であり、教員に関する諸施策立案のための基礎資料として活用されるほか、教育等の研究者や関係者に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑯学校保健統計

児童、生徒及び幼児の発育及び健康状態に関する基本的な統計であり、学校保健行政上の基礎資料として活用されるほか、保健衛生、教育等の研究者や関係者に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

⑰社会教育調査

社会教育施設が実施する社会教育活動等に関する最も基本的な統計であり、社会教育行政に必要な基礎資料として活用されるほか、社会教育の研究者や関係者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

イ 指定統計以外の統計

①現在推計人口

「国勢調査」間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、「国勢調査」、「人口動態統計」、外国人統計、国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計である。また、各種政策を策定する上での基礎データや（人口当たりの）統計指標の分母人口として活用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

なお、本統計を基幹統計に指定し、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。

②完全生命表／簡易生命表

「国勢統計」、「人口動態統計」、「現在推計人口」を加工し、国民の生存、死亡、健康、保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医

療、保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

③社会保障給付費

国際労働機関（以下「ILO」という。）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計データを用いて、作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。

なお、本統計を基幹統計に指定し、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。

（２）WGでの検討において特段の指摘のあった統計

以下は、WGでの検討において、行政上あるいは研究上重要な統計ではあるが基幹統計になじまないと整理された統計、及び従来の指定統計等のうち一定の整理を要するとの指摘を受けた統計である。

①日本の将来推計人口

国勢調査、在留外国人統計、人口動態統計、生命表、国際人口移動統計等を用いて、日本人口の将来を推計した統計であり、それ自体が各種計画を策定する上での基礎数字として用いられるばかりでなく、それをベースにして作成される各種派生推計（たとえば世帯推計、労働力推計、就学人口推計、要介護推計人口など）の結果が各種政策の基礎資料として用いられており、本統計の重要性は極めて高いと考えられる。

WGの検討の中では、将来推計人口については、厚生労働省社会保障審議会人口部会において、前提条件や推計手法について、毎回、専門家によって審議されており、既に透明性や客観性が担保されていること、また、前提の置き方による部分が大きく、統計の真実性等の観点からは、かなり異質であること、政府が一つの推計値を基幹統計として位置付けることにより、現在、研究等として行われている様々な推計を抑制する懸念があること等が指摘された。

このため、将来推計値全般に関する基本計画部会全体としての整理を踏まえる必要があるものの、WGとしては、基幹統計になじまないものの結論に至った。

②21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査

これらは、同一の対象を長年にわたって追跡調査する、いわゆるパネル調査である。その結果は、多角的な分析が可能であり、今後の少子・高齢化社会における様々な政策立案や学術研究において、非常に重要性が高いものであると考えられる。しかし、こうしたタイプの調査の特性として、いわゆる客体の脱落の問題があり、これによって結果精度の面で少なからぬ影響を受ける。また、仮に、こうした統計を基幹統計に指定した場合、当該統計を作成するために行うパネル調査は基幹統計調査となり、対象者に申告義務を課すこととなるが、特定の者に長期間にわたって詳細な事項について申告させこととなる点を踏まえると、申告義務を課して行うことは不適切であると考えられる。

このため、WGとしては、上記の３統計は、重要な統計調査であるものの、基幹統計とすべきではないとの結論に至った。

③民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査

民間給与実態統計（現在は指定統計）については、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計であると認められる。

また、地方公務員給与実態調査（現在は指定統計）については、約 300 万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度・運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計であると認められる。

一方、国家公務員給与等実態調査（現在は届出統計）については、「一般職の職員の給与に関する法律」が適用される一般職非現業の国家公務員に係る給与等の実態を把握する統計であり、人事院勧告等の基礎資料として活用されている。

上記 3 統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であると認められる。

以上の状況を踏まえ、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省（政策統括官）が関係府省の協力を得て、給与の実態に関する上記統計の位置付けに関して検討を行い、平成 21 年中に結論を得ることが適当と考えられる。ただし、検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する必要がある。

④船員労働統計

船員労働統計（現在は指定統計）は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法ではなく船員法が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和 32 年以降作成されている。

しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化している。例えば、昭和 49 年には、約 28 万人であった船員数は、平成 18 年には、約 8 万人と大きく減少している。

一方、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計」など、労働の需要サイド（企業・事業所）の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。

このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省（政策統括官）が関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行い、平成 21 年中に結論を得ることが適当と考えられる。

Ⅲ 各分野における統計整備の重点的課題

1 「人口・人口動態」分野における統計整備の重点的課題

(1) 少子・高齢化の進展等に対応した統計整備

ア 基本的な考え方等

少子・高齢化の進展への対応は、日本社会における最大の課題の一つであり、昨今、色々な場において、その対応が検討されてきているが、こうした検討を客観的・科学的に行うためには、適時・正確な人口静態統計や人口動態統計に基づくことが不可欠であり、関連統計の早急な整備が望まれる。

人口統計の整備状況を見ると、5年に1度のベンチマーク人口としては、「国勢調査」の結果に基づき、詳細な人口統計が整備されているが、毎年、毎月のデータとしては、国内外の人口移動や出生・死亡の状況を踏まえて、「国勢調査」の結果から総務省統計局が推計している「人口推計」の結果（推計人口）がある。また、毎年、日本人のデータとしては、総務省自治行政局が公表している「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」がある。

しかし、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」については、毎年度末現在の人口に関する数値が都道府県、年齢（5歳階級）、男女別や市区町村、男女別に公表されているが、3月という人口移動の最も激しい時点のデータであり、結果の正確性や安定性の面で問題があるのではないかと指摘がある。

また、国内の人口移動を明らかにする「住民基本台帳人口移動報告」については、少子・高齢化の進展等に伴う人口移動の実態をより詳細に把握するため、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数の結果が必要との指摘がある。

さらに、「人口動態統計」の整備状況を見ると、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届出に基づく市町村からの報告を基に、厚生労働省において、毎月、「人口動態調査」の結果が公表されている。これについては、少子化の動向と背景を正確に把握するため、従来からの年次別データの分析に加えてコーホートデータの分析の必要性が増していることから、より詳細なデータが必要との指摘がある。

以上を踏まえ、少子・高齢化の進展等に対応していく観点から、適時・正確な人口静態統計や人口動態統計の整備について、検討を進めていく必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「住民基本台帳人口移動報告」において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。【総務省】
- ・「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」における集計の充実（性、年齢各歳別人口；世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数；世帯主との続柄別人口；性・年齢別国籍移動数など）について、早期に結論を得られるよう、地方公共団体の意見も聞きつつ検討を行う。【総務省】
- ・「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」における作成時期（現行は3月末）について、早期に結論を得られるよう、地方公共団体の意見も踏まえた上で、見直しを検討する。【総務省】
- ・「人口動態統計」における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討し、平成21年中に結論を得る。【厚生労働省】

(2) 「国勢調査」の改善

ア 基本的な考え方等

国民の個人情報保護意識の高まりや居住形態の多様化などに伴う調査環境の変化を背景に、統計調査の実施は年々困難になってきている。特に、平成 17 年に実施された「国勢調査」においては、調査員が世帯と接触できない事例や接触できても協力が得られにくい事例が増大するなど、過去に例のない調査実施上の課題が多く顕在化したところである。

現在、22 年に実施される「国勢調査」において、調査方法等の改善等具体的な対応策を検討しているところである。しかしながら、困難な課題が山積しており、対策を一度講じただけで、調査環境の変化を背景として顕在化した調査実施上の課題全てが一度に解決できるとは考え難い。調査現場の実情や状況変化等を踏まえ、継続的に対策を講じていくことが重要である。

社会・経済の変化への対応として求められているものは、調査実施上の見直しにとどまるものではない。調査の内容面についても、広く世の中のニーズを踏まえ、不断の見直しを行うことが重要である。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「平成 22 年国勢調査」の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、27 年以降の「国勢調査」において、更なる見直し・改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討し、平成 27 年調査の企画時期（調査計画の承認申請を行う時期を指す。以下同じ。）までに結論を得る。【総務省】

（３）日本在住の外国人に関する統計整備

ア 基本的な考え方等

日本在住の外国人については、経済のグローバル化等が進む中で、年々増加してきており、平成 17 年には、外国人登録者数が初めて 200 万人を超えた。また、近年、日本在住の外国人が地域での欠かせない働き手となり、家族を呼び寄せ、定住する傾向が強まっているとの指摘がある。

こうした中で、外国人住民に対して各種行政サービスを適切に提供するため、外国人住民に係る基本的な情報の整備に対する必要性が高まっている。

一方、外国人に関する統計の整備状況を見ると、「人口動態統計（確定数）」において、国籍別や、都道府県別などの集計をしており、出生、死亡、死産については年齢（5 歳階級）別も公表している。また、「登録外国人統計（在留外国人統計）」として、国籍（出身地）別、都道府県別の外国人登録者数等が毎年、公表されている。

なお、「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」が本年 3 月総務省及び法務省において取りまとめられ、今後、市町村等の関係者からの意見を踏まえつつ、市町村における適法な在留外国人の台帳制度について、具体案を策定することとされた。

また、現在、出入国管理及び難民認定法（以下「入国管理法」という。）に基づく入国在留関係の許可手続と外国人登録法に基づく外国人登録のそれぞれの時点において、法務大臣と市区町村の長とで二重に情報が把握・管理されているが、これを入国管理法に一元化した新たな制度を構築することについて、法務省において検討されている。

以上の状況を踏まえ、今後、外国人住民に係る基本的な統計の整備について、検討を進めていく必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討し、平成 21 年中に結論を得る。【厚生労働省】
- ・平成 25 年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得られるよう、適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、「登録外国人統計（在留外国人統計）」及び「出入国管理統計」における集計の充実（毎年次、性・年齢各歳別人口、配偶関係別人口、性・年齢・世帯人員別世帯数（＋国籍別）；在住期間別）について検討する。【法務省】

2 「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」分野における統計整備の重点的課題

（１）少子化、ワークライフバランス等関連の統計整備

ア 基本的な考え方等

少子化問題は、日本社会における一つの大きな問題であり、昨今、色々な場において、その対応が検討されてきている。また、平成 19 年 12 月に政府が取りまとめた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略における「Ⅰ 重点戦略作成の視点」においても、人口減少社会で、持続的な経済発展の基盤として必要なこととして、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」、「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の 2 点の同時達成が視点として挙げられている。これらの問題に対応するには、ワークライフバランスにも配慮し、女性が就業しつつも、同時に、出産や子育てをしやすい環境の整備が必要であるとされている。

このため、女性の結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確に捉える統計の整備が必要である。また、WG の検討においては、ワークライフバランスの視点は、子育ての問題だけでなく、介護の問題を考える上でも重要であり、統計整備に当たっては、介護との関係も併せて考える必要があるとの指摘があった。

一方、関連する統計の整備状況を見ると、配偶関係、結婚時期、出産などに関しては、「国勢調査」、「人口動態統計」において全数で把握されている。また、結婚、出生への意識などを含めた、結婚、出生に関する内容については、「出生動向基本調査」、子育て、夫の育児参加、親の介護等に関する内容については、「全国家庭動向調査」で把握されている。

また、出産後の子育て、就業状況等については、「21 世紀出生児縦断調査」において、結婚・出産行動前後の状況については、「21 世紀成年者縦断調査」において、それぞれ同一の調査対象を継続的に追跡する縦断調査の手法で把握されている。

さらに、就業構造等の詳細な事項に関しては、「就業構造基本調査」において把握されている。

以上の状況を踏まえると、今後、特に、配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直結するデータについて、高い精度で、かつ地域別の状況も把握できるよう、大規模な標本調査によって把握する必要がある。また、女性の就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係について、就職・離職の状況、就業抑制要因なども含め、より詳細に分析するため、既存の各種統計調査において、必要な調査事項の追加を行うなどの対応が必要である。

なお、WG での検討においては、特に「出生動向基本調査」の拡大等が重要であるとの指摘があった。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討し、平成 23 年中に結論を得る。【総務省】（関連：厚生労働省）
- ・女性の就業（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討し、原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。【総務省、厚生労働省】

（２）地域コミュニティ活動等に関する統計整備

ア 基本的な考え方等

近年、個性的で魅力ある地域づくりのために重要な役割を担っている地域コミュニティについて、「地域コミュニティ再生」をキーワードとして、地域組織や市民団体、非営利団体（以下「NPO」という。）等の行政以外が主体となって実践している活動が注目されている。

なお、総務省では、平成 20 年 3 月 28 日に、このような事例を集め公表している。（http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080328_1.html#bt）

こうした中で、NPO、ボランティア、地域コミュニティによる活動への参加の状況、参加時間のみならず、どのような属性の者によって、こうした活動が、支えられているか等の実態把握が強く求められている。

統計整備の現状を見ると、「社会生活基本調査」において、プレコード方式及びアフターコード方式により、生活行動別の生活時間や各種行動別の参加率が把握されている。「平成 18 年社会生活基本調査」では、ボランティア活動の年間の参加状況について、「健康や医療サービスに関係した活動」や「障害者を対象とした活動」など、特定非営利活動促進法（NPO 法）の区分に対応した 11 項目に分けて、活動頻度、活動形態（ボランティア活動団体、地域コミュニティ等の加入団体組織又は活動を共にしている者）を調査している。また、結果表章に当たっては、性、年齢、ふだんの就業状態、6 歳未満の子供の有無などの詳細な個人・世帯属性別に集計している。さらに、参加時間についても、1 日当たりの時間数を個人・世帯属性別に集計している。

しかし、これらの結果が必ずしも十分に利用されていないのではないかと指摘がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「社会生活基本調査」において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関し、調査項目や集計内容について検討を行い、平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。【総務省】

（３）家計・個人消費に関する統計の改善

ア 基本的な考え方等

高齢化や少子化、核家族化、非婚化や晩婚化という人口・社会の変化を背景に、とりわけ単身世帯や子供のいない世帯の増加により、これまで標準的だとされてきた「標準世帯」が減少し、世帯構造が多様化している。また、共働き世帯の増加、パラサイトシングルと言われる世帯内単身者の増加など、家計の個計化が進み、世帯の家計全体を捉えることが困難になってきていると指摘されている。

このため、家計収支を把握する各種統計調査においては、世帯単位のみならず、個人単位の収支の把握も行う必要が生じている。このため、「全国消費実態調査」においては、世帯員別の「こづかい帳」を用いることによって対応してきている。

また、個人情報保護意識の強まり、共働き、単身世帯の増加等による昼間不在世帯の増加など、統計調査の環境変化が著しいが、世帯収支に関する調査は、数か月にわたって、「家計簿」式の調査票に支出等の情報を記入するという、対象者の負担感が特に強い方式を採用しており、このような環境変化に対応する必要性は高いとの指摘がある。

このため、「平成 21 年全国消費実態調査」に向けて、特に接触が難しい一部の世帯（都市部の若年・中年単身世帯）について、モニター方式による調査を導入することについて検討されている。

以上の状況を踏まえ、家計・個人消費に関する統計について、更なる改善を検討していく必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をより的確に把握することに関して検討を行い、平成 23 年中に結論を得る。【総務省】
- ・「平成 21 年全国消費実態調査」に向けて検討されているモニター方式の調査の結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関する検討を行い、平成 25 年中に結論を得る。【総務省】

（４）住宅・土地に関する統計体系の整備

ア 基本的な考え方等

今後の我が国の住宅政策については、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するために、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」の向上を図るとともに、フローの住宅建設を重視した政策から良質なストックを将来世代へ承継していくことを主眼とした政策へ大きく舵を切っていくことが不可欠であるとされている。

平成20年に実施される「住宅・土地統計調査」においては、こうした観点を踏まえ、「改修工事の有無及び場所」や「耐震診断の有無及び耐震性の確保状況」等を調査事項として追加するなどの対応を図っている。また、国土交通省においては、従前から実施していた「住宅需要実態調査」について、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に把握する観点から調査内容等を大幅に見直すとともに、「住宅・土地統計調査」との連携強化を図り、新たに「住生活総合調査」として、平成20年に実施することとしている。

統計委員会基本計画部会においては、平成20年に実施される「住宅・土地統計調査」の計画に係る人口・社会統計部会での審議に際して出された意見を踏まえ、人口・社会統計部会長から以下の点が指摘されている。

- ① 平成20年の「住宅・土地統計調査」実施後に調査世帯の一部に対して、国土交通省が「住生活総合調査」を実施し、両調査の結果を一体的に利用されることとなることから、「住生活総合調査」を「住宅・土地統計調査」に統合することの是非及び可否を検討する必要がある。また、このような検討は、他の住宅・土地統計との関係や役割分担も踏まえる必要がある。
- ② 住宅・土地のハードウェア面に関する施策のみならず、少子化対策等より幅広い施策も踏まえて、調査事項を検討する必要がある。
- ③ 住宅の選択に影響を及ぼしている事項を明らかにすること及び、住宅・土地の

資産推計に資する観点から、住宅取得価格、住宅評価額、世帯の収入構造等を把握することについての検討が必要である。なお、この検討に際しては、ストック統計の今後の整備方向についての議論も必要となる。

なお、住生活基本法に基づき、平成18年9月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」においても、施策推進効果を的確に分析・評価する観点から、住宅ストックの現状等を継続的に把握することとし、そのための重要な手段である統計調査について、所要の見直し・拡充を行うことが求められている。

以上の状況を踏まえ、今後、住宅・土地に関する統計体系の整備について、検討を進めていく必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

・住宅・土地に関する統計体系について検討を行い、平成25年調査の企画時期までに結論を得る。【総務省】（関連：国土交通省）

＊上記の検討に当たっては、①「住宅・土地統計調査」と「国勢調査」との関係や在り方の見直し、②「住宅・土地統計調査」への「住生活総合調査」の統合に係る是非及び可否、③ハードウェア面だけでなく、価格、購入者が誰か、経済状況等の経済・家族面を把握する、などの観点を踏まえる必要がある。

3 「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題

（1）働き方の多様化に対応した統計整備

ア 基本的な考え方等

近年、非正規雇用が増加するなど、働き方が多様化してきていると指摘されている。

非正規雇用関係の統計整備の状況を見ると、世帯に対する調査では、「労働力調査」において平成14年から集計の工夫により、フリーターの実態把握に資する結果を公表している。また、雇用形態別の就業実態については、「労働力調査」では、平成14年から、特定調査票において、「正規職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣職員」、「契約社員・嘱託」、「その他」の6区分で、平成19年の「就業構造基本調査」において、「正規職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣職員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7区分で、把握している。一方、事業所に対する調査では、「派遣労働者実態調査」（平成16年）、「有期契約労働に関する実態調査」（平成17年）、「パートタイム労働者総合実態調査」（平成18年）、「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成19年）が実施されており、また、「賃金構造基本統計調査」において、「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」、「臨時労働者」別労働者数の把握を行っている。

なお、働き方の多様化に関する実態を把握するためには、個別の雇用形態ごとの労働者の実態を把握するだけでなく、「就業形態の多様化に関する総合実態調査」で把握されているように、正社員も含めた各雇用形態間の比較等、総合的な分析ができるように統計を整備することが重要であるとの指摘がある。

一方、平成16年の労働基準法の改正による有期雇用契約年限の拡大、平成20年の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）の改正によるパートタイム労働者の雇用環境の整備など、雇用を巡る制度改正も随時行われてきており、働き方の多様化、処遇改善の状況に加え、このような制度変更にも対応した形で、統計をより適切に整備していく必要がある。

なお、雇用者に関する用語等に関しては、異なる統計間で必ずしも統一されておらず、定義や各統計でカバーしている労働者の範囲等を明確にする必要があるとの指摘がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「労働力調査」等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討を行い、原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討するものとする。【各調査の実施府省】

(2) 労働時間の捉え方に係る改善・工夫

ア 基本的な考え方等

ワークライフバランスの問題などを背景として、賃金や雇用状況とともに、労働時間の実態に関する正確な把握が重要な課題となっている。しかし、現状では、サービス残業の実態把握などにおいて、不十分な面があると言われている。また、同一労働者に関して、事業所サイドから把握する労働時間と、労働者側から見る労働時間の両面を比較する統計が不足しているとの指摘がある。さらに、労働時間に関しても、生産性把握などのため、各分野における、実労働時間の把握が十分でないとの指摘がある。

現状では、世帯サイドからは、「労働力調査」、「就業構造基本調査」及び「国民生活基礎調査」において労働時間を把握し、事業所サイドからは、「毎月勤労統計調査」及び「賃金構造基本統計調査」において把握している。一方、「社会生活基本調査」では、①生活時間帯を細かく記載していること、②通勤時間なども考慮されていること、③土日を含む休日の状況も把握可能なこと、などから今後労働時間に関連する統計として活用するに当り多くの利点がある。また、労働時間に関する国際的な基準としては、ILO が昭和 37 年 4 月に採択した「労働時間に関する決議」があり、この中で、主に賃金労働者及び給与所得者を対象に、所定労働時間及び実労働時間の概念定義などが定められている。現在、この労働時間に関する基準の見直しが専門家会合等の場で議論されているところである。

なお、一時的な労働時間の長短だけでなく、長時間労働等が、どの程度、慢性化・恒常化しているかの把握が重要であるとの指摘がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILO の国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討を行い、原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 23 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。【総務省、厚生労働省】
- ・労働時間を捉えた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、「社会生活基本調査」において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討を行い、平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。【総務省】

(3) 雇用変動の捉え方に関する統計の整備

ア 基本的な考え方等

長期雇用の在り方が変化し、若年層および非正規雇用を中心に離職・転職が頻繁となる傾向が生じつつある。離職・転職、労働者の自発的な意思に基づく移動による場合のほか、雇用者側の事情による調整の結果として生じる場合も少なくない。世帯調査に基づく労働力水準（ストック）については、「労働力調査」、「就業構造基本調査」などにより把握されている。一方、事業所レベルの雇用変動（フロー）については、国際的には経済協力開発機構（以下「OECD」という。）等で「ジョブ・クリエイション（ディストラクション）」として定期的に把握され、国際比較もなされているものの、我が国では、統計が十分に整備されていないとの指摘がある。

現状では「雇用動向調査」が、事業所レベルの雇用変動を把握する上で最も適した調査であるが、調査対象が、予め抽出された事業所のうち調査実施時に存続しているものに限定されているために、期間中に事業所が倒産・閉鎖されたことによる雇用消失や事業所の開業・新設による雇用創出の状況については、把握できていない。また、雇用変動の複数年にわたる継続的な把握も重要であり、この観点からは、新たに整備される事業所母集団データベースの活用を視野に入れる必要があるとの指摘がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「雇用動向調査」において、事業所の開廃による雇用創出や雇用消失を把握できるようにするための推計手法等について検討を行い、平成23年中に結論を得る。
【厚生労働省】

4 「福祉・社会保障」分野における統計整備の重点的課題

（1）福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備

ア 基本的な考え方等

毎年、日本国内で社会保障や社会福祉等の制度を通じて年金・医療・福祉等の分野で1年間に国民に給付される金銭又はサービスについて、総額や高齢者対策、保健医療等の機能別に積算した額等が「社会保障給付費」として公表されている。このような「社会保障給付費」は、支出面から福祉・社会保障の分野全般の姿を総合的に示す指標として位置付けるに最もふさわしい統計であると考えられる。ただし、諸外国の統計との比較という観点からは、ILOの基準には準拠しているものの、それだけでは、国際比較が十分に行えないとの指摘や、同一事項に係るSNAのデータとの整合性の向上が必要との指摘がある。

したがって、「社会保障給付費」については、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標として位置付けた上で、諸外国の統計との比較性を向上させる観点から、SNAを含め、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上について検討する必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「社会保障給付費」について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、各種の国際基準（SNA、ESSPROS※、SOCX※、SHA※など）に基づく統計との整合性の向上について検討を行い、平成〇年までに結論を得る。【厚生労働省】（関連：内閣府（経済社会総合研究所））

※ESSPROS（European System of integrated Social Protection Statistics）とは、1970年代に当時のEC統計局（今はEurostat）が加盟国の代表と共同で創設した社会保障統計に関する統合体系であり、その後、随時、改正されている。

※SOCX（Social Expenditure database）とは、OECD が構築している社会支出データベースである。

※SHA（A System of Health Accounts）とは、OECD が国際データ収集のフレームワークとして開発した国民保健計算の体系である。

（２） 「国民生活基礎調査」の改善

ア 基本的な考え方等

福祉・社会保障の分野では、近年、所得等を中心とする「格差」に対する社会的関心が高まっている。こうした「格差」の問題について考える際には、地方分権の流れの中で都道府県を中心とした地域別データを整備することの重要性が増大している点に留意する必要がある。また、健康、介護といった分野での施策を通じた所得再分配という機能に着目すれば、健康・介護の状態と所得等の関係を把握することも重要である。

所得等を中心とする「格差」の実態や健康・介護の状態と所得等の関係の実態を把握する上で重要な統計として、「国民生活基礎調査」がある。同調査では、世帯票、健康票、所得票、貯蓄票及び介護票の５種類の調査票を使用しているが、このうち、所得票、貯蓄票及び介護票については、標本規模や結果精度の関係から、都道府県別表章は行っておらず、都道府県ごとの実態を正確には把握できない状況にある。

また、「国民生活基礎調査」は、上記５種類の調査票から、家族構成、年金等を含む所得、貯蓄、世帯員の健康や介護の状況など、福祉・社会保障全般に係る基礎的な情報を幅広く把握できる調査であるが、所得票・貯蓄票と健康票・介護票の間で相互にリンクさせた分析についてはあまり行われていないとの指摘がある。

このため、「国民生活基礎調査」については、地域別表章の拡充及び調査票相互をリンクさせた分析を充実させることが必要である。

なお、WG の検討においては、「国民生活基礎調査」の改善と併せて「所得再分配調査」の改善についても検討すべきとの指摘があった。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討を行い、平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。【厚生労働省】
- ・「国民生活基礎調査」で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討を行い、平成 23 年中に結論を得る。【厚生労働省】

５ 「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題

（１）行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減

ア 基本的な考え方等

我が国の高齢化は今後ますます進んでいくことが予想されており、保健医療については、医療構造改革関連法に基づき、安心・安全で質の高い医療供給体制、生活習慣病予防対策、医療費の適正化、医療保険制度に関する改革が総合的に行われている。

また、介護については、平成 12 年 4 月の介護保険制度の創設以来、サービス提供基盤が急速に整備され、利用者数も発足当時の約 149 万人から約 354 万人（平

成 18 年 10 月) と大幅に増加している。今後も平成 27 年には団塊の世代が 65 歳以上となり、急速な利用者の増加が見込まれることから、制度の持続可能性の確保、明るく活力のある超高齢社会の構築等を基本的視点として、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域包括ケア体制の構築などを内容とした改正が行われているところである。

こうした中で、施策の実施状況を評価し、適切な見直しをしていくための基礎情報として、関連統計を整備していくことが、ますます重要となってきた。

施策動向の変化を的確に捉えるための統計の改善状況について見ると、医療サービスの提供側（医療機関）に関する主要統計である「医療施設調査」では、平成 20 年調査において、診療科目・性別医師数、健診・保健指導の実施状況等の事項が追加され、また、医療サービスの需要側（患者）に関する主要統計である「患者調査」では、平成 20 年調査において、生活習慣病を中心とした副傷病名の把握等が見直しが行われている。

他方、こうした統計調査の充実を実効あらしめるためには、行政記録等の活用により、統計調査を効率化し、記入者負担の軽減を図っていく取組が重要である。こうした取組の結果として、国民等から統計調査に対する理解と協力が得られ、統計精度の維持・向上にも寄与することが期待される。

行政記録等の活用に関しては、統計委員会基本計画部会において、平成 20 年に実施される「医療施設調査」及び「患者調査」の調査計画に係る人口・社会統計部会での審議に際して出された意見を踏まえ、人口・社会統計部会長から以下の点が指摘されている。

- ① 部会の審議において、医療法に基づき、平成 19 年度から導入されている医療機能情報提供制度が、具体的な例として取り上げられた。
- ② この制度は、医療施設が都道府県に対し、診療機能等に関する情報の報告を義務付けるものであり、都道府県が保有する情報の活用が可能となれば、記入者負担を軽減できる可能性がある。
- ③ しかし、現状では、都道府県ごとに情報を把握する範囲が区々となっていることから、情報を把握するデータフォーマットを統一する必要があるなど、直ちに活用を行うことは困難な状況にあり、統計に利用できる形にするには、多くの段階を踏む必要がある。

以上を踏まえ、行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減について検討を行う必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「医療施設調査」及び「患者調査」について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録等の活用可能性について検討を行い、平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。【厚生労働省】

(2) 医療費に関する統計の国際比較性の向上

ア 基本的な考え方等

我が国の医療は、国民皆保険制度の下、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。この公的医療保険制度をカバーする医療費に関する統計は、昭和 29 年度以降、医療経済における重要な指標の一つとして整備されている。

他方、OECD は医療保険対象外の予防・健康関連サービスや医療システムの運営及び設備投資等の費用を含めた「国民保健計算の体系（A System of Health

Accounts)」(以下「SHA」という。)を国際データ収集のフレームワークとして開発し、マクロな保健医療支出推計の国際比較データの収集・提供を行っている。

また、疾病予防や健康管理を重視する施策への転換や国民の健康に対する意識の高まり等を背景に、これまでの公的医療保険制度に係る医療費推計の外に、医療保険対象外の予防・健康サービス等の費用を含めた国際比較可能な保険医療支出推計に関する統計の整備が必要ではないかとの指摘がある。

以上を踏まえ、医療費に関する統計の国際比較性の向上について検討を行う必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・医療費に関する統計の体系的整備、国際比較性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて学識経験者や利用者を含めて検討を行い、平成〇年までに結論を得る。【厚生労働省】

6 「教育」分野における統計整備の重点的課題

(1) 学校教育関連統計の整備

ア 基本的な考え方等<P>

いじめを理由とする自殺事件の発生等が大きな社会問題となり、暴力行為、不登校、いじめ等の問題行動や、いわゆるメンタルヘルスの問題を含めた子供の心と体に関する問題への対応が求められている。

文部科学省では、こうした中、「いじめ」等の問題行動について、今後の児童生徒の指導の充実に資することを目的として、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施している。しかしながら、同調査では「いじめ」等の客観的に把握しにくい事象について、被害生徒等が「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」等の被害者の主観を判断基準として問題行動件数を把握している。このため、個々の学校等における運用に差がある場合、「いじめ」件数等の結果に差が生じ、統計数値を比較・分析する上で支障があるのではないかとの指摘があり、統計結果の比較性の更なる向上策について検討する必要がある。

一方、「学校保健統計調査」において、児童生徒の身体の発育状況及び健康状態については把握されているが、メンタルヘルスの問題等についての項目は設けられていない。同調査については、平成17年12月9日に出された総務省統計審議会の答申「学校保健統計調査の改正について」においても、「児童生徒の心の健康や保健相談を含めた学校保健行政の保健管理の分野を対象とした中核的な統計調査として位置付け、調査の目的、調査により把握する範囲等について見直すこと」が求められている。

なお、同調査については、身体の発育に関しては、個々のデータが調査票に記入されるが、健康状態に関しては、男女・学年別に集計した数値が記入されることとなっており、これらがリンクできないことが、調査結果の詳細分析を妨げているとの指摘がある。この点に関しては、上記統計審議会答申においても改善が指摘されている。

国と地方に係る関係に関する三位一体改革などの議論の中で、平成16年度から、義務教育費国庫負担金の総額裁量制が導入された。これにより、常勤教員の非常勤講師等への振替や学級編成の弾力化が可能となり、教育現場の状況に応じ、より柔軟な対応が可能となった。しかしその一方で、常勤教員の非常勤講師等への振

替により、課外活動等の教育活動に影響が出るのではないかなどとの指摘がある。また、米国などにおいて、教職員が免許外教科を担当する事例の増加が教育の質の低下に繋がっているとの議論もある。このような中で、我が国における、教職員の活用状況、教科担当状況など、学校教育の実態をより詳細に把握することが求められている。

関連統計の現状を見ると、「学校基本調査」において、本務者、兼務者別の教員数は把握されているが、非常勤講師数等を把握する項目は設けられていない。また、「学校教員統計調査」において、教員の取得している免許教科と担当科目について把握されているが、常勤・非常勤別には把握されていない。

このため、関連する調査等において、教職員の活用、教科担当等の状況を詳細に把握する必要がある。

なお、WGでの検討においては、上述のような学校教育関連統計の整備に当って、業務報告的な調査事項については、政府共同利用型システムのオンラインシステムを介して、教育現場で日々作成されている業務記録をシステムティックに活用することで効率的・効果的な対応が可能となるのではないかと併せて、中長期的には、調査系統の見直しについても検討が必要との指摘があった。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等）において、より客観的な基準の設定等、統計結果の比較性向上策について検討を行い、平成 21 年中に結論を得る。【文部科学省】
- ・「学校基本調査」又は「学校教員統計調査」において、週間勤務日数別、教科別の非常勤教員数、非常勤教員の免許外教科の担当状況を把握する項目を追加することについて検討を行い、平成 23 年中に結論を得る。【文部科学省】
- ・「学校保健統計調査」において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、及び、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討を行い、平成 22 年中に結論を得る。【文部科学省】

（２）社会教育関連統計の整備

ア 基本的な考え方等

平成 20 年 2 月 19 日の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」において、「近年、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会、いわゆる『生涯学習』社会の実現」が求められていると指摘されるなど、近年、「生涯学習」に対する社会的要請が高まっているが、関連統計については必ずしも充実しているとは言えない状況にある。関連する主要統計は、「社会教育調査」であるが、同調査は、主として青少年及び成人に対して行われる社会教育に関する施設の設置、専門職員の配置及び学習機会の提供等の基本的事項を把握するにとどまっている。

平成 17 年度に実施された「社会教育調査」に対する総務省統計審議会の答申においては、「社会教育調査」を「社会教育行政推進のための基礎統計としてだけでなく、生涯学習分野の関係統計としての役割も事実上担ってきている」と位置付けた上で、所要の見直しが必要である旨を指摘している。

これを受け、「平成 20 年社会教育調査」では、社会教育法に基づき教育委員会

が所管する施設だけではなく、首長部局等が所管する同様の機能を有する施設も含め、対象施設の範囲を拡大するなどの改善を図ることとしているが、同調査の調査計画に対する統計委員会答申では、さらに「社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある」等の指摘がなされている。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況の把握に関し、「社会教育調査」とこれに関連する統計調査間の役割分担を整理した上で、所要の改善を行うことについて検討を行い、平成 23 年中に結論を得る。【文部科学省】

(3) 教育機能の総合的な把握

ア 基本的な考え方等

我が国においては、OECD が実施する「生徒の学習到達度調査 (PISA) ※」等の国際学力調査の結果など、客観的なデータに基づき、生徒の学力といった教育の成果やその背景について把握しようとする試みがなされている。また、国内の調査においても、文部科学省が学力調査である「全国学力・学習状況調査」を実施するなど、教育の現状をよりきめ細やかに把握するための対応がなされている。

※「生徒の学習到達度調査 (PISA)」は、単なる知識や技能だけでなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することのできる力を「主要能力 (キーコンピテンシー)」として定義付けて実施している国際比較調査である。

一方、本来、教育の機能は多面的であり、教育政策の費用効果分析においては、社会生活や雇用・労働等に与える教育の効果等も含め、より総合的に把握していく必要があるとの指摘がある。

このため、教育機能の総合的な把握の観点からは、社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにするための統計整備が重要である。特に、ニートやフリーター等の若年労働の問題などを考える上では、例えば、学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の整備が有効であると考えられる。

また、教育に関する経済的側面の把握の観点から、近年、国際的にも、学校外学習 (Shadow Education) の学力形成面等における影響が注目されるなど、学校外学習の実態等を把握することの必要性が高まってきている。我が国においても、学校外学習については、「子どもの学習費調査」において、学校教育費の他に家庭内学習費、家庭教師費、学習塾費等を把握しているが、学校外学習の頻度 (塾等へ通う頻度)、進路希望等については把握されていない。今後、学校外学習の実態把握の充実について、検討する必要がある。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討を行い、原則として平成 21 年中に (ただし、周期調査については、平成 21 年以降

- に到来する調査の企画時期までとする。) 結論を得る。【各調査の実施府省】
- ・学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計について検討を行い、平成 25 年中に結論を得る。【文部科学省】
 - ・学校外学習の実態把握の観点から、「子どもの学習費調査」において「塾への通学頻度」、「進路希望」などの項目を追加することについて検討を行い、平成 22 年中に結論を得る。【文部科学省】

7 「安心・安全」分野における統計整備の重点的課題

ア 基本的な考え方等

当該分野においては、基本的に業務統計により、必要な統計の整備が図られている。ただし、犯罪被害の実態把握については、警察に届けられていない暗数の部分もあることから、別途、犯罪被害実態（暗数）の把握が必要となる。

英米等の主要先進国では、犯罪被害実態（暗数）に関する調査が定期的実施されている。例えば、米国では「全国犯罪被害実態調査 (National Crime Victimization Survey)」が昭和 47 年以後毎年実施されており、平成 17 年調査では、134,000 人を対象に実施している。また、英国では「英国犯罪被害実態調査 (British Crime Survey)」が昭和 57 年に開始され、平成 12 年以降は、毎年 47,000 人を対象に実施されている。

また、平成元年からは、国連犯罪司法研究所を中心に、世界三十数か国が参加して、国際標準の調査票に基づいた犯罪被害実態（暗数）を調査するための国際比較の取組として、「国際犯罪被害実態調査 (International Crime Victimization Survey)」が定期的に行われている。

我が国においても、全国規模での被害実態調査として、法務省において、上記国際比較プロジェクトの一環として、「犯罪被害実態（暗数）調査」が平成 12 年から実施されている。平成 20 年の第 3 回調査では、標本数を増やして 6,000 人としたものの、欧米における類似調査に比べると、その規模は依然として小さい。

犯罪被害者等基本法に基づき、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」においても、犯罪被害実態を継続的調査すること及び、より精緻な結果の把握が求められている。

以上を踏まえ、「犯罪被害実態（暗数）調査」の精度向上について検討を行う必要がある。

なお、WG での検討においては、暗数の部分のよりの確な把握の観点から、加害者側へのアプローチも含め、より幅広い角度で対応を検討すべきではないかとの指摘があった。

イ 具体的な措置や検討事項

- ・「犯罪被害実態（暗数）調査」におけるサンプル数の拡充等による精度向上について検討を行い、平成 24 年調査の企画時期までに結論を得る。【法務省】

第3 ワーキンググループの議論を整理するための枠組み

統計体系	具体統計名
------	-------

I. 人口・人口動態分野

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 1. 人口静態統計 | |
| 1-1. 国勢統計 | 国勢統計（指定） |
| 1-2. 日本人人口統計 | 住民基本台帳に基づく人口・人口動態・世帯数（業務） |
| 1-3. 在外日本人人口統計 | 海外在留邦人数調査統計（業務） |
| 1-4. 外国人人口統計 | 登録外国人統計（在留外国人統計）（届出） |
| 2. 人口変動要因統計 | |
| 2-1. 人口動態統計 | 人口動態調査（指定） |
| 2-2. 国内人口移動統計 | 住民基本台帳人口移動報告（届出）
人口移動調査（承認） |
| 2-3. 国際人口移動統計 | 出入国管理統計（届出） |
| 2-4. 生命表統計 | 生命表（加工） |
| 2-5. 結婚・出生行動統計 | 出生動向基本調査（承認） |
| 3. 人口推計統計 | |
| 3-1. 現在推計人口 | 現在推計人口（加工） |
| 3-2. 将来推計人口 | 日本の将来推計人口（加工） |

II. 家族・暮らし・居住・余暇・レジャー分野

- | | |
|------------------|--|
| 1. 家族・世帯統計 | |
| 1-1. 世帯統計 | 国勢統計（指定） / （個人）
国民生活基礎統計（世帯票）（指定）
全国家庭動向調査（承認）
世帯動態調査（承認） |
| 1-2. パネル調査統計 | 21世紀出生児縦断調査（承認）
21世紀成年者縦断調査（承認）
中高年者縦断調査（承認） |
| 1-3. 生活行動・生活時間統計 | 社会生活基本統計（指定） |
| 2. 家計統計 | |
| 2-1. 家計構造統計 | 全国消費実態調査（指定） |
| 2-2. 家計動向統計 | 家計調査（指定）
家計消費状況調査（承認）
消費動向調査（承認） |
| 3. 居住統計 | |
| 3-1. 住宅統計 | 住宅・土地統計（指定）
住生活総合調査（承認）
国勢統計（指定） |
| 3-2. 土地統計 | 住宅・土地統計（指定）
法人土地基本統計（指定） |

Ⅲ. 労働・雇用分野

1. 労働力統計

1－1. 労働力構造統計

就業構造基本調査（指定）

国勢統計（指定）

就労条件総合調査（承認）

雇用構造調査（承認）

1－2. 労働力動向統計

労働力調査（指定）

毎月勤労統計調査（指定）

雇用動向調査（承認）

職業安定業務統計（業務）

2. 賃金・給与統計

賃金構造基本統計（指定）

民間給与実態統計（指定）

地方公務員給与実態調査（指定）

国家公務員給与実態調査（届出）

船員労働統計（指定）

Ⅳ. 福祉・社会保障分野

1. 社会保障マクロ統計

社会保障給付費（加工）

SNA（付表9・10）（加工）

2. 社会保険統計

2－1. 年金保険統計

社会保険事業統計（業務）

2－2. 医療保険統計

国民健康保険事業月報（届出）

2－3. 介護保険統計

介護保険事業状況報告（届出）

2－4. 雇用保険統計

雇用保険事業年報（業務）

労働者災害補償保険事業年報（業務）

3. 社会福祉（供給側）統計

3－1. 福祉行政統計

福祉行政報告例（届出）

児童手当事業年報（業務）

3－2. 福祉施設・従事者統計

社会福祉施設等調査（承認）

4. 社会福祉（需要側）統計

国民生活基礎統計（世帯票、所得票、貯蓄票）（指定）

所得再分配調査（承認）

V. 医療・健康・介護分野

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 医療費マクロ統計 | 国民医療費（加工）、SHA |
| 2. 費用・経営統計 | |
| 2－1. 医療費・医療施設経営統計 | 社会医療診療行為別調査（届出）
医療経済実態調査（承認）
病院経営収支調査（承認） |
| 2－2. 介護給付費・
介護施設経営統計 | 介護給付費実態調査（届出）
介護事業経営実態調査（承認） |
| 3. 医療・介護（供給側）統計 | |
| 3－1. 医療・介護行政統計 | 衛生行政報告例（届出）
地域保健・老人保健事業報告（届出）
医療施設統計（指定）
医師・歯科医師・薬剤師調査（届出）
病院報告（従事者票）（承認）
介護サービス施設・事業所調査（承認） |
| 3－2. 医療施設・従事者統計 | |
| 3－3. 介護施設・従事者統計 | |
| 4. 医療・介護（需要側）統計 | |
| 4－1. 患者統計 | 患者調査（指定）
病院報告（患者票）（承認）
受療行動調査（承認） |
| 4－2. 要介護者統計 | 国民生活基礎統計（介護票）（指定） |
| 4－3. 健康統計 | 国民生活基礎統計（健康票）（指定）
学校保健統計（指定）
国民健康・栄養調査（承認）
生命表（加工） |

VI. 教育分野

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 教育費・経営統計 | |
| 1－1. 教育費統計 | 地方教育費調査（届出）
子どもの学習費調査（承認） |
| 1－2. 教育施設経営統計 | |
| 1－3. 社会教育施設経営統計 | |
| 2. 学校教育・社会教育（供給側）統計 | |
| 2－1. 学校行政統計 | 学校基本調査（指定）
公立学校施設実態調査（届出） |
| 2－2. 学校教育施設・教員統計 | 学校基本調査（指定）
学校教員統計（指定） |
| 2－3. 社会教育施設・従事者統計 | 社会教育調査（指定）
体育・スポーツ施設現況調査（承認） |
| 3. 学校教育・社会教育（需要側）統計 | |
| 3－1. 児童・生徒統計 | 学校基本調査（指定）
学校保健統計（指定） |
| 3－2. 社会教育施設利用者統計 | 社会教育調査（指定）
社会生活基本統計（指定） |

VII. 安心・安全

1. 治安・犯罪統計

検察統計調査（届出）

犯罪統計（業務）

人権侵犯事件統計調査（届出）

犯罪被害者実態（暗数）調査（承認）

2. 事故統計

交通事故統計（業務）

3. 防災統計

消防年報（業務）

火災年報（業務）

災害月報（業務）

水害統計調査（承認）

参考資料

第3 ワーキンググループ構成員名簿

(50 音順・敬称略・◎座長)

◎阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
大久保一郎	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科教授
藤田 英典	国際基督教大学大学院教育学研究科教授

第3 ワーキンググループ開催実績

第1回 2月 1日（金）

会議の運営等について

検討事項及び検討の進め方について

個別分野の検討 第1ラウンド①：「人口・人口動態」

第2回 2月26日（火）

個別分野の検討 第1ラウンド②：「労働・雇用」「福祉・社会保障」

第3回 3月12日（水）

個別分野の検討 第1ラウンド③：「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」
「治安・犯罪・防災」

第4回 3月24日（月）

個別分野の検討 第1ラウンド④：「医療・健康・介護」「教育」

第5回 4月 7日（月）

個別分野の検討 第2ラウンド①：「人口・人口動態」「労働・雇用」
「福祉・社会保障」

第6回 4月21日（月）

個別分野の検討 第2ラウンド②：「福祉・社会保障」「医療・健康・介護」
「治安・犯罪・防災」

第7回 5月19日（月）

個別分野の検討 第2ラウンド③：「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」
「教育」

第8回 6月 2日（月）

全体的検討①：人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題、重要統計について

第9回 6月16日（月）

全体的検討②：人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題、重要統計について

第10回 6月30日（月）

とりまとめ検討①：人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題、重要統計について等

第11回 7月14日（月）

とりまとめ検討②：第3ワーキンググループ報告書について

第12回 7月28日（月）

とりまとめ検討③：第3ワーキンググループ報告書について